

## 開催情報

**日時** 平成26年6月27日（金曜日）午前10時

**場所** 東京都港区東新橋一丁目9番3号  
当社（2階大会議室）

# 第108回

## 定時株主総会招集ご通知

### 目次

招集ご通知	1
事業報告	4
計算書類等	23
監査報告書	43
株主総会参考書類	47

#### 議案および参考事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役15名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する  
対応策（買収防衛策）の継続の件

**日本通運株式会社**

証券コード：9062

# 招集ご通知

証券コード9062  
平成26年6月6日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番3号  
**日本通運株式会社**  
代表取締役社長 渡 邊 健 二

## 第108回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。平成26年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご送付下さい。

### 【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権行使に際しましては、3頁の【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内】をご参照下さい。

敬 具

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nittsu.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

## 記

- 1. 日 時** 平成26年6月27日（金曜日）午前10時
- 2. 場 所** 東京都港区東新橋一丁目9番3号  
当社（2階大会議室）  
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照下さい。）
- 3. 目 的 事 項**
- 報 告 事 項** 第108期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決 議 事 項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役15名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 取締役賞与支給の件
- 第5号議案** 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
- 4. 議決権の行使等に関する事項**
- (1) 代理人による議決権行使**  
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
- (2) 郵送とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い**  
郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承下さい。
- (3) インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い**  
インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (4) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使**  
3頁の【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内】をご参照下さい。

以 上

## 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用下さい。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成26年6月26日（木曜日）午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記に記載のヘルプデスクへお問い合わせ下さい。

### 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承下さい。

### 3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

<システム等に関するお問い合わせ>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

### <議決権電子行使プラットフォームについて>

当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を事前に申し込まれた場合には、インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

# 事業報告 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、株価の上昇や円安傾向が続くなか、企業の収益が改善し、設備投資に持ち直しの動きが見られたほか、年度末にかけて、消費税率引き上げ前の駆け込み需要が発生したことにより、生産や個人消費が増加するなど、景気は回復基調で推移いたしました。

物流業界におきましては、このような経済情勢を背景に、国内貨物の輸送需要が総じて増加したほか、国際貨物につきましても、輸出に持ち直しの動きが見られ、輸入で増加が続くなど、全体的には緩やかに回復しながら推移いたしました。

日通グループは、このような経営環境のもと、平成25年4月1日からスタートさせた3年間の中期経営計画である「日通グループ経営計画2015-改革と躍進-」に基づき、「グローバルロジスティクス事業の更なる拡大」「国内事業の経営体質強化」「グループ各社の多様性を活かした事業拡大」「CSR経営に基づく、事業を通じた社会への貢献」の実行に、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

具体的には、海外において多様化・高度化する物流ニーズに対応するため、様々な輸送モードを用いた新たな多国間輸送サービスを展開するとともに、成長著しい新興国において拠点の整備を行うなど、グローバルロジスティクス事業の更なる拡大を進めてまいりました。

また、国内においては、支店を営業の最前線と位置づけ、地域実態に応じて拠点および人員などの経営資源を効果的に配置するとともに、変動費管理の徹底によるコスト構造の改善を推し進め、より筋肉質な組織体制の確立に努めてまいりました。

さらに、大規模災害発生時等における事業継続を考慮し、自家発電設備を備えた新拠点を開設するなど、お客様の事業継続を支援する物流サービスの拡充に努めたほか、ITを活用した省エネルギー化や環境配慮型商品の開発に取り組むなど、グリーンロジスティクスを積極的に推進してまいりました。

この結果、第108期連結経営成績につきましては、連結売上高は1兆7,524億円（前連結会計年度比8.6%増）、連結営業利益は408億円（前連結会計年度比23.1%増）、連結経常利益は501億円（前連結会計年度比20.9%増）、連結当期純利益は263億円（前連結会計年度比10.5%増）となりました。

主要事業別の営業の概況は以下のとおりであります。

## 運送事業

### <国内会社>

#### ○複合事業【主要商品およびサービス：鉄道取扱、自動車運送、倉庫、引越・移転、その他】

鉄道の分野では、天候不良などによる列車障害の影響を受けたものの、モーダルシフトの動きが進んだことや消費税率引き上げ前の駆け込み需要が発生し、前年並みの取扱いとなりました。

自動車運送の分野では、国内の景気回復にともない、基幹産業を中心とした企業間物流が増加いたしました。

倉庫の分野では、成長が続く通販事業者向け保管業務等の拡充や情報システムを駆使した効率的なロジスティクスサービスの提供を推進してまいりました。

引越・移転の分野では、法人向けの引越・移転サービスの拡販に努めたほか、新テレビCMの放映や各種キャンペーンの展開など積極的なプロモーション活動を行ってまいりました。

この結果、複合事業全体では、売上高は7,217億円（前連結会計年度比3.2%増）、営業利益は151億円（前連結会計年度比114.1%増）となりました。

#### ○警備輸送【主要商品およびサービス：警備輸送】

オンライン入出金機CSDサービスの取扱いの拡大に取り組んだほか、金融機関における資金管理業務等のアウトソーシング受託、量販店等の集配金業務ならびにコンビニエンスストアにおけるATMへの現金装填業務などの拡販に努めてまいりましたが、輸送業務の減少および集配金業務の単価下落等により、売上高は546億円（前連結会計年度比7.1%減）、営業利益は11億円（前連結会計年度比34.3%減）となりました。

#### ○重量品建設【主要商品およびサービス：重量品建設】

海外における工場設備据付工事および火力発電所設備輸送・据付工事が増加したものの、国内における電力関連設備の国内輸送・据付工事や各種プラント工事が大幅に減少いたしました。その結果、売上高は366億円（前連結会計年度比1.4%減）、営業利益は19億円（前連結会計年度比34.8%減）となりました。

### ○航空【主要商品およびサービス：航空運送、旅行】

国内航空貨物の分野では、セキュリティ輸送や生鮮貨物輸送など、当社の強みを活かした高付加価値・高品質なサービスを拡充したことに加え、国内景気の回復により取扱いが増加いたしました。

国際航空貨物の分野では、多機能ロジスティクス施設の拡充や新たな国際輸送商品の販売等による営業力の強化に努めてまいりましたが、生産拠点の海外移転にともなう輸出の低迷など厳しい環境が続きました。

この結果、航空全体では、売上高は1,817億円（前連結会計年度比0.2%減）、営業利益は56億円（前連結会計年度比40.9%増）となりました。

### ○海運【主要商品およびサービス：海運、倉庫、引越】

内航海運の分野では、新造船「ひまわり7」の投入や寄港地の追加を行うなど、国内海上貨物における輸送サービスの向上に努めてまいりました。

国際輸送の分野では、生産拠点の海外移転にともなう設備輸送や太陽光パネル関連の取扱いが増加したほか、海外引越が堅調に推移いたしました。

この結果、海運全体では、売上高は1,317億円（前連結会計年度比6.0%増）、営業利益は51億円（前連結会計年度比9.5%増）となりました。

## <海外会社>

### ○米州

メキシコにおける自動車関連工場の立ち上げにともなう設備輸送を着実に獲得し、輸入貨物が増加したことに加え、域内輸送サービスの拡販により、トラック輸送が大きく伸長いたしました。さらに、為替の影響もあり、売上高は690億円（前連結会計年度比27.8%増）、営業利益は28億円（前連結会計年度比36.0%増）となりました。

### ○欧州

欧州各国における消費の冷え込み等により、倉庫業務および域内トラック輸送が低調に推移したものの、平成25年2月に株式取得したフランコ・ヴァーゴ社が売上伸長に大きく寄与したほか、為替の影響もあり、売上高は727億円（前連結会計年度比64.6%増）、営業利益は7億円（前連結会計年度比53.4%減）となりました。

### ○東アジア

中国における自動車関連貨物を中心とした域内物流が回復したことや、平成24年10月にA P C社を株式取得したことにより、売上が増加いたしました。また、為替の影響もあり、売上高は921億円（前連結会計年度比33.9%増）、営業利益は12億円（前連結会計年度比7.2%減）となりました。

### ○南アジア・オセアニア

成長が続く新興国市場において、陸路輸送サービスの拡充や現地法人の設立など、域内における営業力の強化を図ってまいりましたが、航空貨物の減少など総じて厳しい状況が続きました。しかしながら、為替の影響により、売上高は513億円（前連結会計年度比16.0%増）、営業利益は14億円（前連結会計年度比15.6%減）となりました。

これらの結果、運送事業における連結売上高および連結営業利益については、下記のとおりとなりました。

運送事業 連結売上高	1兆4,118億34百万円	前連結会計年度比 7.5%増
運送事業 連結営業利益	352億 9百万円	前連結会計年度比 29.8%増

### 販売事業

石油販売が数量の増加や単価の上昇により、堅調に推移したものの、輸出梱包の取扱いが減少したことなどにより、販売事業における連結売上高および連結営業利益については、下記のとおりとなりました。

販売事業 連結売上高	4,128億46百万円	前連結会計年度比 7.6%増
販売事業 連結営業利益	48億56百万円	前連結会計年度比 16.6%減

### その他の事業

ロジスティクスファイナンス事業が増加したことや、平成26年1月に日通・パナソニック ロジスティクス社を株式取得したことなどにより、その他の事業における連結売上高および連結営業利益は下記のとおりとなりました。

その他の事業 連結売上高	614億60百万円	前連結会計年度比 47.0%増
その他の事業 連結営業利益	20億19百万円	前連結会計年度比 17.9%増



## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額の総額は、496億3百万円で、車両運搬具92億78百万円をはじめ、物流構造の変革に対応した流通拠点、営業倉庫などの建物137億22百万円、ならびにリース資産（連結会社間のリース分を含む。）97億66百万円などが、主な内容であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、金融機関からの借入金の返済資金等に充当するため、平成25年6月4日付で、シンジケート・ローンにて400億円（期間5年 200億円、期間10年 200億円）の調達を行いました。

## (2) 財産および損益の状況

区 分	第 105 期 平成22年度	第 106 期 平成23年度	第 107 期 平成24年度	第 108 期 平成25年度
売 上 高	百万円 1,617,185	百万円 1,628,027	百万円 1,613,327	百万円 1,752,468
経 常 利 益	百万円 40,688	百万円 47,441	百万円 41,500	百万円 50,156
当 期 純 利 益	百万円 8,541	百万円 26,949	百万円 23,831	百万円 26,345
1株当たり当期純利益	8円19銭	25円85銭	22円89銭	25円62銭
総 資 産	百万円 1,147,539	百万円 1,230,964	百万円 1,247,612	百万円 1,377,443
純 資 産	百万円 479,898	百万円 494,205	百万円 518,409	百万円 509,954
1株当たり純資産額	448円29銭	461円63銭	489円39銭	483円38銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(3) 重要な子会社等の状況 (平成26年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
日通商事株式会社	4,000 <sup>百万円</sup>	100.0%	販売事業
日通トランスポート株式会社	410 <sup>百万円</sup>	100.0%	運送事業
日通不動産株式会社	240 <sup>百万円</sup>	100.0%	その他の事業
株式会社日通総合研究所	490 <sup>百万円</sup>	100.0%	その他の事業
日通キャピタル株式会社	2,000 <sup>百万円</sup>	100.0%	その他の事業
株式会社日通自動車学校	100 <sup>百万円</sup>	100.0%	その他の事業
キャリアロード株式会社	100 <sup>百万円</sup>	100.0%	その他の事業
日通・パナソニックロジスティクス株式会社	1,800 <sup>百万円</sup>	66.7%	その他の事業
太洋日産自動車販売株式会社	300 <sup>百万円</sup>	100.0%	販売事業
米国日本通運株式会社	6,000 <sup>千USD</sup>	100.0%	運送事業
欧州日本通運有限会社	17,898 <sup>千EUR</sup>	100.0%	運送事業
オランダ日本通運株式会社	5,448 <sup>千EUR</sup>	100.0%	運送事業
英国日本通運株式会社	2,850 <sup>千GBP</sup>	100.0%	運送事業
ドイツ日本通運有限会社	3,508 <sup>千EUR</sup>	100.0%	運送事業
ベルギー日本通運株式会社	2,625 <sup>千EUR</sup>	100.0%	運送事業
フランス日本通運株式会社	1,216 <sup>千EUR</sup>	100.0%	運送事業
フランコ・ヴァーゴ株式会社	980 <sup>千EUR</sup>	100.0%	運送事業
日通エム・シー中国投資株式会社	1,100 <sup>百万円</sup>	51.0%	運送事業
香港日本通運株式会社	88,000 <sup>千HKD</sup>	100.0%	運送事業
日通国際物流(中国)有限公司	127,500 <sup>千RMB</sup>	95.0%	運送事業
台湾日通国際物流株式会社	70,000 <sup>千NTD</sup>	100.0%	運送事業
APCアジア・パシフィック・カーゴ株式会社	1,100 <sup>千HKD</sup>	100.0%	運送事業
南アジア・オセアニア日本通運株式会社	36,937 <sup>千SGD</sup>	100.0%	運送事業

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
シンガポール日本通運株式会社	300 <sup>千SGD</sup>	77.0%	運送事業
タイ日本通運株式会社	20,000 <sup>千THB</sup>	100.0%	運送事業
函館エアサービス株式会社	30 <sup>百万円</sup>	100.0%	運送事業
日通旅行株式会社	300 <sup>百万円</sup>	100.0%	運送事業
日本海運株式会社	1,000 <sup>百万円</sup>	100.0%	運送事業
上海スーパーエクスプレス株式会社	100 <sup>百万円</sup>	72.0%	運送事業
日通機工株式会社	168 <sup>百万円</sup>	100.0%	運送事業
北旺運輸株式会社	45 <sup>百万円</sup>	80.0%	運送事業
北日本海運株式会社	40 <sup>百万円</sup>	99.5%	運送事業
薦井倉庫株式会社	300 <sup>百万円</sup>	100.0%	運送事業
東北トラック株式会社	59 <sup>百万円</sup>	100.0%	運送事業
塩竈港運送株式会社	120 <sup>百万円</sup>	97.3%	運送事業
仙台港サイロ株式会社	495 <sup>百万円</sup>	62.2%	運送事業
大阪倉庫株式会社	240 <sup>百万円</sup>	79.4%	運送事業
徳島通運株式会社	50 <sup>百万円</sup>	100.0%	運送事業
備後通運株式会社	50 <sup>百万円</sup>	100.0%	運送事業
境港海陸運送株式会社	28 <sup>百万円</sup>	100.0%	運送事業

(注) 1. 議決権比率は間接所有割合を含んでおります。

2. 各事業の主要な業務内容につきましては、12頁の(5)主要な事業内容をご参照下さい。

## ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金または出資金	議決権比率	主要な事業内容
日本ヴォパック株式会社	404 <sup>百万円</sup>	40.0%	運送事業
日通NECロジスティクス株式会社	380 <sup>百万円</sup>	49.0%	その他の事業

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済動向につきまして、海外経済は、先進国を中心に景気回復の動きが続き、新興国においても先進国に牽引され、緩やかな成長が続くものと予測されております。また、国内経済は、消費税率引き上げにともなう駆け込み需要の反動減や個人消費の減退などが懸念されているものの、公共投資や設備投資の増加など、堅調な内需に支えられ、緩やかな回復基調で推移するものと見込まれております。

物流業界におきまして、国内貨物の輸送量は、前年度における需要増加の反動減はあるものの、ほぼ前年並みの水準となることが予測される一方、国際貨物では、世界経済の回復にともない、輸出を中心に増加することが期待されておりますが、効率的な物流システムの海外展開、災害に強い事業継続体制の強化、物流を支える人材の確保など、取り組むべき多くの課題に直面しております。

日通グループは、このような経営環境のもと、中期経営計画「日通グループ経営計画2015-改革と躍進-」の基本戦略である「グローバルロジスティクス事業の更なる拡大」「国内事業の経営体質強化」「グループ各社の多様性を活かした事業拡大」「CSR経営に基づく、事業を通じた社会への貢献」の完遂に向け、グループ一丸となって取り組んでおります。

- 「グローバルロジスティクス事業の更なる拡大」では、国際関連事業売上高比率40%の達成に向け、国境を越えた輸送サービスの拡充と海外各エリアにおける域内物流網の構築をさらに推進してまいります。また、需要が見込まれる新興国への拠点展開を促進するなど、グローバル市場における持続的な成長を実現してまいります。
- 「国内事業の経営体質強化」では、経営資源の最適化を進め、スリムで強靱な組織体制を確立するとともに、ワンストップ営業の推進や大都市圏における営業力の強化など、国内複合事業の営業利益率を3%に改善するための取組みを着実に実行してまいります。
- 「グループ各社の多様性を活かした事業拡大」では、グループ各社が持つ物流関連商品やサービスの外販強化に加え、多様な機能を組み合わせた新規事業の創出に努めるなど、事業領域の拡大を図ってまいります。
- 「CSR経営に基づく、事業を通じた社会への貢献」では、“安全はすべての事業の根幹である”との認識のもと、安全の確保に注力するとともに、大規模災害や新型インフルエンザ等に備えた事業継続体制の強化および災害に強い物流拠点体制の構築を推し進めてまいります。また、環境配慮型商品やサービスの開発・提供にも積極的に取り組み、事業を通じてお客様と地域社会に貢献してまいります。

これらの基本戦略を、グループの総力を結集して確実に遂行することにより、グローバルロジスティクス企業として更なる躍進を図ってまいります。

日通グループは、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、株主の皆様のご期待にお応えしてまいります所存であります。株主の皆様におかれましては、引き続きあたたかいご理解とご支援をお願い申し上げます。

## (5) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

日通グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

## 運送事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
複合事業	鉄道取扱、自動車運送、積合せ貨物、引越・移転、倉庫・流通加工、工場内作業、不動産賃貸、海運、美術品、警備輸送、重量品建設	鉄道利用運送業、貨物自動車運送業、倉庫業、工場内運搬作業
警備輸送	警備輸送	警備業、貨物自動車運送業
重量品建設	重量品建設	重量物運搬架設置業
航空	航空運送、旅行	利用航空運送業、旅行業
海運	海運、倉庫・流通加工、引越・移転	海上運送業、港湾運送業、倉庫業
米州	航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送、旅行	利用航空運送業、港湾運送業、倉庫業、貨物自動車運送業、旅行業
欧州	航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送、旅行	
東アジア	航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送、旅行	
南アジア・オセアニア	航空運送、海運、倉庫・流通加工、引越・移転、自動車運送、重量品建設、旅行	

## 販売事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
販売	リース、石油等販売、その他販売	物流機器・包装資材・梱包資材・車両・石油・LPガス等の販売業、リース、車両整備、保険代理店業

## その他の事業

報告セグメント	主要製品およびサービス	主要業務
その他	その他	不動産の仲介・設計・監理・管理業、特定業界におけるロジスティクス業、調査・研究業、貸金業、自動車運転教習業、労働者派遣業

(6) 主要拠点 (平成26年3月31日現在)

① 国内の主要拠点

運 送 事 業	当 社	本 社	東京都港区東新橋一丁目9番3号
		統 括 支 店	札幌支店、仙台支店、群馬支店、東京支店（東京都中央区）、横浜支店、名古屋支店、大阪支店、四国支店（高松市）、広島支店、福岡支店、東京航空支店（東京都港区）、東京国際輸送支店（東京都港区）、関東警送支店（東京都江東区）など61支店
		そ の 他 の 拠 点	上記のほか、全国各地に169支店および131営業支店ならびに営業所・事業所などを配置いたしております。
	国 内 子 会 社	日通トランスポート株式会社（東京都豊島区）、日通エム・シー中国投資株式会社（東京都港区）、函館エアサービス株式会社（函館市）、日通旅行株式会社（東京都江東区）、日本海運株式会社（東京都港区）、上海スーパーエクスプレス株式会社（東京都千代田区）、日通機工株式会社（札幌市）、北旺運輸株式会社（苫小牧市）、北日本海運株式会社（函館市）、薦井倉庫株式会社（札幌市）、東北トラック株式会社（仙台市）、塩竈港運送株式会社（塩竈市）、仙台港サイロ株式会社（仙台市）、大阪倉庫株式会社（大阪市）、徳島通運株式会社（徳島市）、備後通運株式会社（福山市）、境港海陸運送株式会社（境港市）など	
販 売 事 業	日通商事株式会社（東京都港区）、太洋日産自動車販売株式会社（東京都港区）など		
そ の 他 の 事 業	日通不動産株式会社（東京都港区）、株式会社日通総合研究所（東京都港区）、日通キャピタル株式会社（東京都港区）、株式会社日通自動車学校（東京都杉並区）、キャリアロード株式会社（東京都港区）、日通・パナソニック ロジスティクス株式会社（摂津市）など		

## ② 海外の主要拠点

運送事業	当 社	駐在員事務所	ヨハネスブルグ (南アフリカ)
	海外子会社	米国日本通運株式会社 NIPPON EXPRESS U.S.A.,INC. (米国) 欧州日本通運有限会社 NIPPON EXPRESS EUROPE GMBH (ドイツ) オランダ日本通運株式会社 NIPPON EXPRESS (NEDERLAND) B.V. (オランダ) 英国日本通運株式会社 NIPPON EXPRESS (U.K.) LTD. (英国) ドイツ日本通運有限会社 NIPPON EXPRESS (DEUTSCHLAND) GMBH (ドイツ) ベルギー日本通運株式会社 NIPPON EXPRESS (BELGIUM) N.V./S.A. (ベルギー) フランス日本通運株式会社 NIPPON EXPRESS FRANCE,S.A.S. (フランス) フランコ・ヴァーゴ株式会社 FRANCO VAGO S.p.A. (イタリア) 香港日本通運株式会社 NIPPON EXPRESS (H.K.) CO.,LTD. (中国) 日通国際物流 (中国) 有限公司 NIPPON EXPRESS (CHINA) CO.,LTD. (中国) 台湾日通国際物流株式会社 NIPPON EXPRESS (TAIWAN) CO.,LTD. (台湾) A P Cアジア・パシフィック・カーゴ株式会社 APC ASIA PACIFIC CARGO (H.K.) LTD. (中国) 南アジア・オセアニア日本通運株式会社 NIPPON EXPRESS (SOUTH ASIA&OCEANIA) PTE.,LTD. (シンガポール) シンガポール日本通運株式会社 NIPPON EXPRESS (SINGAPORE) PTE.,LTD. (シンガポール) タイ日本通運株式会社 NIPPON EXPRESS (THAILAND) CO.,LTD. (タイ) など	

**(7) 従業員の状況** (平成26年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業	従業員数	対前連結会計年度増減
運送事業	61,006名	△513名
販売事業	2,531名	△25名
その他の事業	1,602名	865名
全社(共通)	23名	1名
合計	65,162名	328名

(注) 1. 上記人数は就業員数であります。

2. 臨時従業員の期中平均雇用人数は、運送事業においては15,725名、販売事業においては401名、その他の事業においては799名であります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	対前事業年度増減	平均年齢	平均勤続年数
営業・事務系社員	15,388名	△1,090名	42.7才	19.9年
技能系社員	17,765名	△69名	40.5才	15.6年
合計	33,153名	△1,159名	41.6才	17.7年

(注) 1. 上記人数は就業員数であり、出向社員、休職派遣社員は含めておりません。

2. 平均年齢、平均勤続年数は平成26年1月1日の統計にもとづき算出しております。

3. 臨時従業員の期中平均雇用人数は7,894名であります。

**(8) 主要な借入先の状況** (平成26年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	37,927 <small>百万円</small>
朝日生命保険相互会社	36,458 <small>百万円</small>
株式会社三菱東京UFJ銀行	18,323 <small>百万円</small>
三菱UFJ信託銀行株式会社	14,552 <small>百万円</small>
株式会社日本政策投資銀行	13,471 <small>百万円</small>
農林中央金庫	8,639 <small>百万円</small>
三井住友信託銀行株式会社	8,235 <small>百万円</small>
株式会社三井住友銀行	7,555 <small>百万円</small>
株式会社かんぽ生命保険	4,430 <small>百万円</small>
株式会社北洋銀行	4,260 <small>百万円</small>



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成26年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	3,988,000,000株
② 発行済株式の総数	1,062,299,281株
③ 株主数	71,875名
④ 大株主	

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 83,224	% 8.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	千株 78,286	% 7.6
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	千株 56,019	% 5.5
日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社	千株 50,967	% 5.0
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	千株 41,500	% 4.0
日 通 株 式 貯 蓄 会	千株 35,779	% 3.5
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	千株 21,316	% 2.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	千株 21,284	% 2.1
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	千株 10,461	% 1.0
ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 0 7 8	千株 10,297	% 1.0

(注) 1. 当社は、自己株式36,445千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

2. 上記の出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

## (2) 会社役員 の 状況

## ① 取締役および監査役の状況 (平成26年3月31日現在)

地 位	担当ならびに重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役会長		川 合 正 矩
代表取締役社長 (社長執行役員)		渡 邊 健 二
代表取締役副社長 (副社長執行役員)	営業本部長兼国際事業本部長	中 村 次 郎
代表取締役副社長 (副社長執行役員)	国内事業本部長兼ネットワーク商品事業本部長兼管理本部長	萩 尾 計 二
取 締 役 (専務執行役員)	グローバルロジスティクスソリューション部、公用営業部、エコビジネス部担当	細 越 雅 雄
取 締 役 (常務執行役員)	営業戦略部担当	大 日 向 明
取 締 役 (常務執行役員)	首都圏ブロック地域総括兼東京支店長	宮 近 清 文
取 締 役 (常務執行役員)	警備輸送事業部担当	井 手 野 高 大
取 締 役 (常務執行役員)	IT推進部、広報部、総務・労働部、業務部、 N I T T S Uグループユニバーシティ、C S R部担当	齋 藤 充
取 締 役 (執行役員)	海運事業部、美術品事業部担当	花 岡 英 夫
取 締 役 (執行役員)	関西ブロック地域総括兼大阪支店長	新 居 康 昭
取 締 役 (執行役員)	航空事業部、海外企画部担当	伊 藤 豊
取 締 役 (執行役員)	財務部担当	秦 正 彦
取 締 役	日通商事株式会社代表取締役社長	澁 澤 登
常 勤 監 査 役		宮 崎 眞 一
常 勤 監 査 役		渡 邊 善 治 郎
常 勤 監 査 役		今 野 洋 美
監 査 役		藤 田 讓

- (注) 1. 監査役 渡邊善治郎、今野洋美および藤田 讓の3氏は、社外監査役であり、また、3氏とも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役 今野洋美および藤田 讓の両氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 藤田 讓氏における重要な兼職の状況は、後記③社外役員に関する事項に記載しております。

## ② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	14 <sup>名</sup>	567 <sup>百万円</sup>
監 査 役 (うち社外監査役)	5 <sup>名</sup> (4)	91 <sup>百万円</sup> (64)
合 計	19 <sup>名</sup>	658 <sup>百万円</sup>

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第100回定時株主総会において月額5,500万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第100回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議いただいております。
3. 人数および報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- 平成25年6月27日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に対する報酬等の額
  - 平成26年6月27日開催の第108回定時株主総会において付議いたします取締役賞与の額  
取締役14名 90,000,000円

## ③ 社外役員に関する事項

## ア. 他の法人等の重要な兼職の状況ならびに当社と当該他の法人等との関係

- 監査役 藤田 譲氏は、朝日生命保険相互会社の最高顧問および富士急行株式会社の社外取締役ならびに日本ゼオン株式会社、古河電気工業株式会社、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外監査役を兼務しております。また、同氏は、公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会の会長を兼務しております。なお、朝日生命保険相互会社は、当社の大株主であります。富士急行株式会社以下の上記4社および公益社団法人ユナイテッド・ワールド・カレッジ日本協会と当社との間には特別な関係はありません。

## イ. 当事業年度における主な活動状況

- 監査役会、取締役会への出席状況

社 外 役 員	監 査 役 会 出 席 回 数	取 締 役 会 出 席 回 数
監 査 役 渡 邊 善 治 郎	8回中8回	20回中20回
監 査 役 今 野 洋 美	5回中5回	14回中14回
監 査 役 藤 田 譲	8回中8回	20回中17回

- 監査役 今野洋美氏は、平成25年6月27日開催の第107回定時株主総会におきまして新たに選任されたため、開催回数が他の監査役と異なっております。
- 監査役会における発言の状況  
各監査役は、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
- 取締役会における発言の状況  
各監査役は、主に経験豊富な経営者の観点から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- 責任限定契約の内容の概要  
各監査役と当社は、定款にもとづき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく賠償責任の限度額は法令の定める額となります。

**(3) 会計監査人の状況**

- ① 名称 新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

ア. 当社が支払うべき報酬等の額	百万円 152
イ. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	百万円 211

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記ア. の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社については、当社の会計監査人以外の監査人(あずさ監査法人、Ernst & Young、PricewaterhouseCoopers等)の監査を受けております。

**③ 非監査業務の内容**

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である、会計に関する助言業務等を委託しております。

**④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

**(4) 業務の適正を確保するための体制**

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は、つぎのとおりであります。

**① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

- ア. 取締役が、法令および定款その他の社内規則および社会通念などを順守した行動をとるための規範として、「日本通運グループ行動憲章」を定める。
- イ. 取締役会は、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い招集し、決議を行う。
- ウ. 代表取締役をはじめ各取締役は、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い、職務の執行状況ほか重要な事項について、取締役会に報告する。
- エ. 監査役は、取締役の職務の執行が、法令および定款等にもとづき適正に行われているかについて、「監査役会規程」および「監査役監査基準」の定めるところに従い監査を行う。

**② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、「文書規程」の定めるところに従い、適正に保存および廃棄等の管理を行うとともに、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 企業経営に重要な影響をおよぼすリスクの未然防止、および万一発生する非常事態への迅速かつ的確な対応を可能とする危機管理体制の確立のため、「危機管理規程」を定めるとともに、本社に「危機管理委員会」を設置する。
  - イ. 内部監査部門は、経営上発生する損失の危険を防止するため、「監査規程」の定めるところに従い、指導、助言、勧告を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役会は、「取締役会規程」および「取締役会付議基準」の定めるところに従い開催し、決議を行う。
  - イ. 会社の業務の執行は、取締役会で決議した事項にもとづき、取締役会にて選任し担当職務を委嘱した「執行役員」が行い、取締役会がこれを監督する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ア. 従業員が、法令および定款その他の社内規則および社会通念などを順守した行動をとるための規範として、「日本通運グループ行動憲章」および「コンプライアンス規程」を定める。
  - イ. 従業員のコンプライアンスを徹底するために、本社に「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、本社および各支店にコンプライアンス責任者とコンプライアンス推進者を配置する。
  - ウ. 従業員の法令等の違反および不正行為、その他の企業倫理に違反する行為を防止もしくは、早期に発見して是正するために、内部通報制度「ニツウ・スピークアップ」を定める。
  - エ. 内部監査部門は、従業員の職務の執行が、法令、定款等にもとづき適正に行われているかについて、「監査規程」の定めるところに従い監査を行う。
- ⑥ 会社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 監査役は、連結経営の視点ならびに連結計算書類に関する職務遂行のため、グループ会社に対して監査職務を遂行する。
  - イ. 監査役は、当社とグループ会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、グループ会社の監査役等と連携し、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努める。
  - ウ. グループ会社の業務の遂行にあたっては、「日通グループコンプライアンス規程」の定めるところに従い、法令および社会道徳・社会倫理等の社会的規範ならびに社内規程等の社内規範にもとづき、健全・透明・公正な事業活動を行うこととする。
  - エ. グループ会社における法令等の違反および不正行為、その他の企業倫理に違反する行為を防止もしくは、早期に発見して是正するために、内部通報制度「ニツウ・スピークアップ」を定める。
  - オ. 内部監査部門は、グループ会社における業務の運営が、法令、定款等にもとづき適正に行われているかについて、「監査規程」の定めるところに従い監査を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役は、その職務の補助に関する事項については、内部監査部門である本社監査部内の「監査役スタッフ」が行う。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 「監査役スタッフ」の人事については、監査役会の意見を尊重することとする。

- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役は、経営上の重要な事項、内部監査の実施状況等を、遅滞なく監査役に報告する。
- イ. 取締役は、職務執行に関して重大な法令、定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。
- ⑩ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、執行役員会その他会社の重要な会議に出席する。また、当該会議に出席しない場合には、監査役は、審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧する。
- イ. 監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- ウ. 監査役は、「監査役に回付すべき重要書類」の規程にもとづき、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または従業員に対し、その説明を求めるとともに意見を述べる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
- 当社は、反社会的勢力や団体との一切の取引を許さない業務運営を図ることが、企業の社会的責任であることを十分に認識し、社会的正義を実践すべく、毅然とした態度で臨む。
- 反社会的勢力とのあらゆる関係を遮断する基本方針は、「日本通運グループ行動憲章」「コンプライアンス規程」に明文化し、役員、従業員がその基本方針を順守するよう教育体制を構築する。
- また、社内に対応統括部署を設け、平素から、外部の専門機関等から情報収集を行うとともに、反社会的勢力を排除すべく、社内に向けて対応方法等の周知を図る。事案の発生時に備え、反社会的勢力への資金提供は絶対に行わないとの確固たる方針のもと、関係行政機関や顧問弁護士、その他外部の専門機関と緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築する。

## (5) 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### I 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。



## Ⅱ 基本方針の実現に資する取組み

当社では、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして次の施策を行っております。

### 1. 経営計画

当社グループは、中期経営計画である「日通グループ経営計画2015-改革と躍進-」を策定し、平成25年4月1日から、この計画に総力をあげて取り組んでおります。この計画では、「グローバルロジスティクス事業の更なる拡大」「国内事業の経営体質強化」「グループ各社の多様性を活かした事業拡大」「CSR経営に基づく、事業を通じた社会への貢献」の4つの基本戦略を掲げており、この各項目に当社グループが一体となって取り組むことで、グローバルロジスティクス企業として未来に向かって躍進してまいります。

### 2. コーポレート・ガバナンス強化への取組み

#### (1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化、コンプライアンスの徹底、経営の透明性確保が重要であるとの認識に立ち、「迅速な意思決定によるスピード経営の実現」と「責任体制の明確化」を基本方針としております。これらを実現するために、経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施していくことを、最も重要な課題の一つと位置づけております。

#### (2) コーポレート・ガバナンスに関する具体的な施策の実施状況

当社は、取締役会、監査役会に加え、迅速な意思決定および業務執行を目的として執行役員制を導入しております。取締役会および執行役員会は、原則として毎月1回および必要に応じて随時開催しております。また、監査役会は、原則として3カ月に1回および必要に応じて随時開催しております。

## Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年4月11日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策の導入を決議いたしました。また平成20年6月27日開催の第102回定時株主総会ならびに平成23年6月29日開催の第105回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

本対応策の有効期間は、平成26年6月27日開催の第108回定時株主総会終結の時までであることから、その継続について、株主の皆様のご意思を確認するため、同株主総会に付議することといたします。

その詳細は、第108回定時株主総会招集ご通知の「株主総会参考書類」53頁から67頁までに記載のとおりであります。

~~~~~  
(備考)

本事業報告に記載の金額および株式数につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示し、比率、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表（借方）

平成26年3月31日現在

（単位：百万円）

| 科 目           | 金 額            |
|---------------|----------------|
| <b>資産の部</b>   |                |
| <b>流動資産</b>   |                |
| 現金及び預金        | 186,297        |
| 受取手形          | 14,540         |
| 売掛金           | 273,330        |
| たな卸資産         | 8,722          |
| 前渡金           | 2,112          |
| 前払費用          | 11,173         |
| 繰延税金資産        | 11,847         |
| リース投資資産       | 108,062        |
| その他           | 32,272         |
| 貸倒引当金         | △1,289         |
| 流動資産合計        | <b>647,069</b> |
| <b>固定資産</b>   |                |
| <b>有形固定資産</b> |                |
| 車両運搬具         | 168,545        |
| 減価償却累計額       | △146,512       |
| 車両運搬具（純額）     | 22,032         |
| 建物            | 563,251        |
| 減価償却累計額       | △319,129       |
| 建物（純額）        | 244,122        |
| 構築物           | 64,884         |
| 減価償却累計額       | △52,188        |
| 構築物（純額）       | 12,695         |
| 機械及び装置        | 71,134         |
| 減価償却累計額       | △57,248        |
| 機械及び装置（純額）    | 13,885         |

| 科 目             | 金 額              |
|-----------------|------------------|
| 工具、器具及び備品       | 99,002           |
| 減価償却累計額         | △77,665          |
| 工具、器具及び備品（純額）   | 21,337           |
| 船舶              | 17,799           |
| 減価償却累計額         | △11,694          |
| 船舶（純額）          | 6,105            |
| 土地              | 174,248          |
| リース資産           | 14,569           |
| 減価償却累計額         | △4,095           |
| リース資産（純額）       | 10,474           |
| 建設仮勘定           | 842              |
| 有形固定資産合計        | <b>505,745</b>   |
| <b>無形固定資産</b>   |                  |
| 借地権             | 7,491            |
| のれん             | 16,982           |
| その他             | 34,732           |
| 無形固定資産合計        | <b>59,206</b>    |
| <b>投資その他の資産</b> |                  |
| 投資有価証券          | 112,713          |
| 長期貸付金           | 4,062            |
| 従業員に対する長期貸付金    | 216              |
| 長期前払費用          | 3,808            |
| 差入保証金           | 18,088           |
| 退職給付に係る資産       | 1,230            |
| 繰延税金資産          | 14,154           |
| その他             | 12,295           |
| 貸倒引当金           | △1,146           |
| 投資その他の資産合計      | <b>165,423</b>   |
| 固定資産合計          | <b>730,374</b>   |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,377,443</b> |

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。



## 連結貸借対照表（貸方）

平成26年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額            |
|---------------|----------------|
| <b>負債の部</b>   |                |
| <b>流動負債</b>   |                |
| 支払手形          | 8,024          |
| 買掛金           | 153,390        |
| 短期借入金         | 46,813         |
| 未払金           | 37,741         |
| 未払法人税等        | 17,063         |
| 未払消費税等        | 4,251          |
| 未払費用          | 19,137         |
| 前受金           | 10,016         |
| 預り金           | 63,145         |
| 従業員預り金        | 27,660         |
| 賞与引当金         | 20,281         |
| 役員賞与引当金       | 137            |
| 保証修理引当金       | 62             |
| その他           | 29,721         |
| <b>流動負債合計</b> | <b>437,449</b> |
| <b>固定負債</b>   |                |
| 社債            | 65,000         |
| 長期借入金         | 204,037        |
| 退職給付に係る負債     | 126,951        |
| 役員退職慰労引当金     | 330            |
| 特別修繕引当金       | 260            |
| 債務保証損失引当金     | 829            |
| 繰延税金負債        | 4,083          |
| その他           | 28,547         |
| <b>固定負債合計</b> | <b>430,040</b> |
| <b>負債合計</b>   | <b>867,489</b> |

| 科 目                  | 金 額              |
|----------------------|------------------|
| <b>純資産の部</b>         |                  |
| <b>株主資本</b>          |                  |
| 資本金                  | 70,175           |
| 資本剰余金                | 26,908           |
| 利益剰余金                | 417,869          |
| 自己株式                 | △17,353          |
| <b>株主資本合計</b>        | <b>497,599</b>   |
| <b>その他の包括利益累計額</b>   |                  |
| その他有価証券評価差額金         | 40,077           |
| 繰延ヘッジ損益              | 3                |
| 為替換算調整勘定             | 3,829            |
| 退職給付に係る調整累計額         | △45,628          |
| <b>その他の包括利益累計額合計</b> | <b>△1,717</b>    |
| <b>少数株主持分</b>        | <b>14,072</b>    |
| <b>純資産合計</b>         | <b>509,954</b>   |
| <b>負債純資産合計</b>       | <b>1,377,443</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

# 連結損益計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目                | 金 額              |
|--------------------|------------------|
| <b>売上高</b>         | <b>1,752,468</b> |
| <b>売上原価</b>        | <b>1,628,037</b> |
| <b>売上総利益</b>       | <b>124,430</b>   |
| <b>販売費及び一般管理費</b>  |                  |
| 人件費                | 45,661           |
| 減価償却費              | 5,523            |
| 広告宣伝費              | 3,831            |
| 貸倒引当金繰入額           | 183              |
| その他                | 28,365           |
| 販売費及び一般管理費合計       | <b>83,564</b>    |
| <b>営業利益</b>        | <b>40,865</b>    |
| <b>営業外収益</b>       |                  |
| 受取利息               | 723              |
| 受取配当金              | 2,679            |
| 車両売却益              | 353              |
| 持分法による投資利益         | 796              |
| 為替差益               | 2,857            |
| その他                | 7,238            |
| 営業外収益合計            | <b>14,647</b>    |
| <b>営業外費用</b>       |                  |
| 支払利息               | 3,151            |
| 車両売却除却損            | 33               |
| その他                | 2,171            |
| 営業外費用合計            | <b>5,357</b>     |
| <b>経常利益</b>        | <b>50,156</b>    |
| <b>特別利益</b>        |                  |
| 固定資産売却益            | 3,405            |
| 投資有価証券売却益          | 7,975            |
| その他                | 28               |
| 特別利益合計             | <b>11,410</b>    |
| <b>特別損失</b>        |                  |
| 固定資産処分損            | 4,086            |
| 投資有価証券売却損          | 0                |
| 投資有価証券評価損          | 154              |
| 特別加算退職金            | 9,725            |
| その他                | 480              |
| 特別損失合計             | <b>14,447</b>    |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> | <b>47,119</b>    |
| 法人税、住民税及び事業税       | 23,373           |
| 法人税等調整額            | △3,191           |
| 法人税等合計             | 20,181           |
| 少数株主損益調整前当期純利益     | 26,937           |
| 少数株主利益             | 591              |
| <b>当期純利益</b>       | <b>26,345</b>    |

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 70,175  | 26,908    | 401,902   | △6,078  | 492,907     |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △10,377   |         | △10,377     |
| 当 期 純 利 益               |         |           | 26,345    |         | 26,345      |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |           |           | △11,278 | △11,278     |
| 自 己 株 式 の 処 分           |         | 0         |           | 3       | 3           |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | 0         | 15,967    | △11,275 | 4,691       |
| 当 期 末 残 高               | 70,175  | 26,908    | 417,869   | △17,353 | 497,599     |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |               |                 |                         |                           | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-------------------------|---------------|-----------------|-------------------------|---------------------------|-------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |             |           |
| 当 期 首 残 高               | 35,358                  | △17           | △14,565         | -                       | 20,776                    | 4,725       | 518,409   |
| 当 期 変 動 額               |                         |               |                 |                         |                           |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                         |               |                 |                         |                           |             | △10,377   |
| 当 期 純 利 益               |                         |               |                 |                         |                           |             | 26,345    |
| 自 己 株 式 の 取 得           |                         |               |                 |                         |                           |             | △11,278   |
| 自 己 株 式 の 処 分           |                         |               |                 |                         |                           |             | 3         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 4,719                   | 21            | 18,395          | △45,628                 | △22,493                   | 9,346       | △13,146   |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 4,719                   | 21            | 18,395          | △45,628                 | △22,493                   | 9,346       | △8,454    |
| 当 期 末 残 高               | 40,077                  | 3             | 3,829           | △45,628                 | △1,717                    | 14,072      | 509,954   |

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数は263社。

主要な連結子会社の名称は、「事業報告 1. 企業集団の現況 (3) 重要な子会社等の状況」に記載しております。

なお、当連結会計年度より、買収により日通・パナソニック ロジスティクス株式会社、フランコ・ヴァーゴ株式会社及びそのグループ会社19社を、新規の設立によりカンボジア日本通運株式会社以下3社を連結の範囲に含めております。

また、他の連結子会社との合併により日通諏訪物流株式会社を、清算により日通宗谷農乳サービス株式会社以下8社を当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

##### (2) 上記263社以外の有限会社日通エネルギー関東以下31社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用会社

###### ① 子会社 阿波合同通運株式会社

###### ② 関連会社 日本ヴォパック株式会社以下27社

なお、買収により日通NECロジスティクス株式会社を、新規の出資により重慶民生日通西永物流有限公司を、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

##### (2) 上記28社以外の有限会社日通エネルギー関東以下子会社30社及び東京港運株式会社以下関連会社43社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

#### 3. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

###### その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法によっております。

時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっております。

###### ② デリバティブ取引

時価法によっております。

###### ③ たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は建物 Haupt として定額法、建物以外は Haupt として定率法を採用しております。在外連結子会社は、 Haupt として見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。在外連結子会社は、 Haupt として見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

### ③ 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

### ④ 保証修理引当金

新車販売等に伴う使用初期品質維持のため、一部の連結子会社で実績に基づいた見込額を計上しております。

### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の将来の退職慰労金に備えるため、一部の連結子会社で役員退職慰労金を内規に基づく要支給額基準で計上しております。

### ⑥ 特別修繕引当金

船舶の修繕に備えるため、一部の連結子会社で過去の実績に基づいた見込額を計上しております。

### ⑦ 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、一部の連結子会社で被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

### ① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### ② 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を行っており、長期借入金に係る金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

#### (6) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社は税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

#### (7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年～10年間の均等償却を行っております。

#### (8) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の連結子会社につきましては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (会計方針の変更に関する注記)

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を適用しております。(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)

これらの会計基準等の適用により、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が1,230百万円、退職給付に係る負債が126,951百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が45,628百万円減少しております。

**(表示方法の変更に関する注記)**

## 1. 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「のれん」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「のれん」は7,102百万円であります。

また、前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「繰延税金資産」は4,008百万円であります。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

## 1. 担保に供している資産

|        |          |         |          |
|--------|----------|---------|----------|
| 定期預金   | 176百万円   | リース投資資産 | 59百万円    |
| 建物     | 5,201百万円 | 土地      | 2,997百万円 |
| 構築物    | 49百万円    | 投資有価証券  | 326百万円   |
| 機械及び装置 | 5百万円     |         |          |

## 2. 担保付債務

|       |          |        |        |
|-------|----------|--------|--------|
| 買掛金   | 4,839百万円 | 短期借入金他 | 827百万円 |
| 長期借入金 | 771百万円   |        |        |

3. 収用代替等により取得した有形固定資産の当期圧縮記帳額 829百万円

4. 保証債務 2,969百万円

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 1,062,299,281株

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|--------------|--------------|------------|------------|
| 平成25年6月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 5,248        | 5.0          | 平成25年3月31日 | 平成25年6月28日 |
| 平成25年10月31日<br>取 締 役 会    | 普通株式  | 5,129        | 5.0          | 平成25年9月30日 | 平成25年12月3日 |

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月27日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議いたします。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 株式の種類    | 普通株式       |
| ② 配当金の総額   | 5,129百万円   |
| ③ 配当の原資    | 利益剰余金      |
| ④ 1株当たり配当額 | 5.0円       |
| ⑤ 基準日      | 平成26年3月31日 |
| ⑥ 効力発生日    | 平成26年6月30日 |



**(金融商品に関する注記)**

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主として社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金は主として固定金利による支払利息の固定化を実施しており、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                      | 連結貸借対照表<br>計上額（※1） | 時価（※1）    | 差額      |
|----------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金           | 186,297            | 186,297   | -       |
| (2) 売掛金              | 273,330            | 273,330   | -       |
| (3) リース投資資産          | 108,062            | 108,570   | 508     |
| (4) 投資有価証券<br>其他有価証券 | 85,183             | 85,183    | -       |
| (5) 買掛金              | (153,390)          | (153,390) | -       |
| (6) 短期借入金            | (4,657)            | (4,657)   | -       |
| (7) 預り金              | (63,145)           | (63,145)  | -       |
| (8) 社債               | (65,000)           | (67,619)  | (2,619) |
| (9) 長期借入金            | (246,193)          | (250,818) | (4,624) |
| (10) デリバティブ取引（※2）    |                    |           |         |
| ①ヘッジ会計が適用されていないもの    | -                  | -         | -       |
| ②ヘッジ会計が適用されているもの     | 5                  | 5         | -       |

（※1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

リース投資資産の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法等によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、並びに (7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金は1年以内に返済予定の長期借入金を除いた金額を記載しております。

(8) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、金利スワップの特例処理の対象となる長期借入金については、当該スワップと一体として処理された元利の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(10) デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの：連結決算日における契約額等、時価及び評価損益は次のとおりです。

該当ありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの：連結決算日における契約額等、時価は次のとおりです。

ア. 金利関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等           | 主なヘッジ対象 | 契約額等   |        | 時価  |
|-------------|------------------------|---------|--------|--------|-----|
|             |                        |         |        | うち1年超  |     |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ<br>変動受取<br>固定支払 | 長期借入金   | 10,000 | 10,000 | (※) |

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

## イ. 通貨関連

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法   | デリバティブ取引の種類等         | 主なヘッジ対象           | 契約額等  |       | 時価(※1) |
|------------|----------------------|-------------------|-------|-------|--------|
|            |                      |                   |       | うち1年超 |        |
| 原則的処理方法    | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル  | 外貨建債権・<br>債務の予定取引 | 3,768 | -     | (22)   |
|            | 買建<br>米ドル他           |                   | 5,633 | -     | 27     |
| 為替予約等の振当処理 | 為替予約取引<br>売建<br>米ドル他 | 売掛金               | 2,798 | -     | (※2)   |
|            | 買建<br>米ドル他           | 買掛金               | 2,265 | -     |        |

(※1) 時価については、取引先金融機関より提示されたものによっております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金・買掛金の時価に含めております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額7,520百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

**(賃貸等不動産に関する注記)**

当社及び一部の連結子会社では、全国各地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む)、駐車場(土地を含む)等を有しております。平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は4,563百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、その他損益は871百万円(主に固定資産処分益として計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額  |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 44,461      | 112        | 44,573     | 122,754     |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額の主な内容は、固定資産の増加によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額であります。

**(1株当たり情報に関する注記)**

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 483円38銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 25円62銭  |

## 貸借対照表（借方）

平成26年3月31日現在

（単位：百万円）

| 科 目           | 金 額            |
|---------------|----------------|
| <b>資産の部</b>   |                |
| <b>流動資産</b>   |                |
| 現金及び預金        | 111,495        |
| 受取手形          | 7,290          |
| 営業未収入金        | 159,750        |
| 貯蔵品           | 808            |
| 従業員に対する短期債権   | 70             |
| 短期貸付金         | 0              |
| 関係会社短期貸付金     | 8,658          |
| 未収入金          | 6,295          |
| 前渡金           | 772            |
| 前払費用          | 5,108          |
| 繰延税金資産        | 8,290          |
| 立替金           | 1,227          |
| 貸倒引当金         | △419           |
| 流動資産合計        | <b>309,352</b> |
| <b>固定資産</b>   |                |
| <b>有形固定資産</b> |                |
| 車両運搬具         | 101,599        |
| 減価償却累計額       | △93,410        |
| 車両運搬具（純額）     | 8,189          |
| 建物            | 448,310        |
| 減価償却累計額       | △252,804       |
| 建物（純額）        | 195,506        |
| 構築物           | 52,423         |
| 減価償却累計額       | △42,385        |
| 構築物（純額）       | 10,038         |
| 機械及び装置        | 35,092         |
| 減価償却累計額       | △29,172        |
| 機械及び装置（純額）    | 5,919          |

| 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|
| 工具、器具及び備品       | 36,842         |
| 減価償却累計額         | △31,954        |
| 工具、器具及び備品（純額）   | 4,887          |
| 船舶              | 1,808          |
| 減価償却累計額         | △1,569         |
| 船舶（純額）          | 238            |
| 土地              | 129,369        |
| リース資産           | 22,157         |
| 減価償却累計額         | △10,781        |
| リース資産（純額）       | 11,375         |
| 建設仮勘定           | 679            |
| 有形固定資産合計        | <b>366,204</b> |
| <b>無形固定資産</b>   |                |
| 借地権             | 5,048          |
| 電話加入権           | 1,673          |
| ソフトウェア          | 12,075         |
| その他             | 566            |
| 無形固定資産合計        | <b>19,363</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> |                |
| 投資有価証券          | 88,079         |
| 関係会社株式          | 64,828         |
| 出資金             | 4,232          |
| 関係会社出資金         | 3,629          |
| 従業員に対する長期貸付金    | 184            |
| 関係会社長期貸付金       | 7,420          |
| 破産更生債権等         | 330            |
| 長期前払費用          | 1,819          |
| 差入保証金           | 10,474         |
| その他             | 4,311          |
| 貸倒引当金           | △727           |
| 投資その他の資産合計      | <b>184,584</b> |
| 固定資産合計          | <b>570,152</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>879,504</b> |

（注）記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

## 貸借対照表 (貸方)

平成26年3月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額            |
|-------------|----------------|
| <b>負債の部</b> |                |
| <b>流動負債</b> |                |
| 営業未払金       | 86,530         |
| 短期償還社債      | 15,000         |
| 短期借入金       | 1,996          |
| リース債務       | 3,702          |
| 資産除去債務      | 3,292          |
| 未払金         | 12,232         |
| 未払法人税等      | 11,681         |
| 未払消費税等      | 2,234          |
| 未払費用        | 9,159          |
| 前受金         | 6,398          |
| 預り金         | 58,527         |
| 従業員預り金      | 27,416         |
| 賞与引当金       | 12,986         |
| 役員賞与引当金     | 90             |
| 流動負債合計      | <b>251,249</b> |
| <b>固定負債</b> |                |
| 社債          | 65,000         |
| 長期借入金       | 131,739        |
| リース債務       | 8,242          |
| 資産除去債務      | 6,187          |
| 退職給付引当金     | 42,757         |
| 関係会社事業損失引当金 | 1,250          |
| 繰延税金負債      | 16,303         |
| 長期預り金       | 6,797          |
| 長期未払金       | 59             |
| その他         | 2              |
| 固定負債合計      | <b>278,340</b> |
| <b>負債合計</b> | <b>529,590</b> |

| 科 目                 | 金 額            |
|---------------------|----------------|
| <b>純資産の部</b>        |                |
| <b>株主資本</b>         |                |
| <b>資本金</b>          | <b>70,175</b>  |
| <b>資本剰余金</b>        |                |
| 資本準備金               | 26,908         |
| その他資本剰余金            | 0              |
| 資本剰余金合計             | <b>26,908</b>  |
| <b>利益剰余金</b>        |                |
| 利益準備金               | 17,543         |
| その他利益剰余金            |                |
| 固定資産圧縮積立金           | 27,503         |
| 別途積立金               | 181,000        |
| 繰越利益剰余金             | 5,520          |
| 利益剰余金合計             | <b>231,567</b> |
| <b>自己株式</b>         | <b>△17,353</b> |
| <b>株主資本合計</b>       | <b>311,297</b> |
| <b>評価・換算差額等</b>     |                |
| <b>その他有価証券評価差額金</b> | <b>38,600</b>  |
| <b>繰延ヘッジ損益</b>      | <b>15</b>      |
| <b>評価・換算差額等合計</b>   | <b>38,616</b>  |
| <b>純資産合計</b>        | <b>349,913</b> |
| <b>負債純資産合計</b>      | <b>879,504</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

# 損益計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額              |
|-------------------|------------------|
| <b>売上高</b>        | <b>1,044,266</b> |
| <b>売上原価</b>       | <b>993,879</b>   |
| <b>売上総利益</b>      | <b>50,387</b>    |
| <b>販売費及び一般管理費</b> |                  |
| 人件費               | 9,463            |
| 減価償却費             | 1,744            |
| 広告宣伝費             | 3,443            |
| 貸倒引当金繰入額          | 160              |
| その他               | 11,600           |
| 販売費及び一般管理費合計      | <b>26,411</b>    |
| <b>営業利益</b>       | <b>23,975</b>    |
| <b>営業外収益</b>      |                  |
| 受取利息              | 252              |
| 受取配当金             | 5,730            |
| 車両売却益             | 84               |
| 為替差益              | 1,890            |
| 雑収入               | 3,779            |
| 営業外収益合計           | <b>11,737</b>    |
| <b>営業外費用</b>      |                  |
| 支払利息              | 1,878            |
| 社債利息              | 959              |
| 車両売却除却損           | 23               |
| 雑支出               | 1,679            |
| 営業外費用合計           | <b>4,541</b>     |
| <b>経常利益</b>       | <b>31,171</b>    |
| <b>特別利益</b>       |                  |
| 固定資産売却益           | 1,848            |
| 投資有価証券売却益         | 7,750            |
| 特別利益合計            | <b>9,598</b>     |
| <b>特別損失</b>       |                  |
| 固定資産処分損           | 3,454            |
| 投資有価証券売却損         | 12               |
| 投資有価証券評価損         | 30               |
| 特別加算退職金           | 9,725            |
| 特別損失合計            | <b>13,223</b>    |
| <b>税引前当期純利益</b>   | <b>27,546</b>    |
| 法人税、住民税及び事業税      | 13,714           |
| 法人税等調整額           | △2,986           |
| 法人税等合計            | 10,727           |
| <b>当期純利益</b>      | <b>16,818</b>    |

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

# 株主資本等変動計算書

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |        |          |         |        |           |         |         |         |         | 株主資本計   |
|-------------------------|---------|--------|----------|---------|--------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金  |          |         | 利益剰余金  |           |         |         |         | 自己株式    |         |
|                         |         | 資本準備金  | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金  | その他利益剰余金  |         |         | 利益剰余金合計 |         |         |
|                         |         |        |          |         |        | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金   | 繰越利益剰余金 |         |         |         |
| 当期首残高                   | 70,175  | 26,908 | -        | 26,908  | 17,543 | 27,875    | 181,000 | △1,292  | 225,126 | △6,078  | 316,131 |
| 当期変動額                   |         |        |          |         |        |           |         |         |         |         |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |        |          |         |        | △1,355    |         | 1,355   | -       |         |         |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |         |        |          |         |        | 983       |         | △983    | -       |         |         |
| 剰余金の配当                  |         |        |          |         |        |           |         | △10,377 | △10,377 |         | △10,377 |
| 当期純利益                   |         |        |          |         |        |           |         | 16,818  | 16,818  |         | 16,818  |
| 自己株式の取得                 |         |        |          |         |        |           |         |         |         | △11,278 | △11,278 |
| 自己株式の処分                 |         |        | 0        | 0       |        |           |         |         |         | 3       | 3       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |        |          |         |        |           |         |         |         |         |         |
| 当期変動額合計                 | -       | -      | 0        | 0       | -      | △372      | -       | 6,813   | 6,441   | △11,275 | △4,834  |
| 当期末残高                   | 70,175  | 26,908 | 0        | 26,908  | 17,543 | 27,503    | 181,000 | 5,520   | 231,567 | △17,353 | 311,297 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                    | 純資産合計   |
|-------------------------|------------------|---------|--------------------|---------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 |         |
| 当期首残高                   | 33,902           | △5      | 33,896             | 350,028 |
| 当期変動額                   |                  |         |                    |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |                  |         |                    |         |
| 固定資産圧縮積立金の積立            |                  |         |                    |         |
| 剰余金の配当                  |                  |         |                    | △10,377 |
| 当期純利益                   |                  |         |                    | 16,818  |
| 自己株式の取得                 |                  |         |                    | △11,278 |
| 自己株式の処分                 |                  |         |                    | 3       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 4,698            | 21      | 4,719              | 4,719   |
| 当期変動額合計                 | 4,698            | 21      | 4,719              | △115    |
| 当期末残高                   | 38,600           | 15      | 38,616             | 349,913 |

(注) 記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

###### ② その他有価証券

###### ア. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

###### イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

##### (3) 貯蔵品の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物は定額法、建物以外は定率法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を引当計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を引当計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を引当計上しております。



## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

## ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

## ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## (5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、投資額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

## (1) 完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

## (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理の要件を満たしているため、振当処理を行っており、長期借入金に係る金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

## (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

## (3) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

## (貸借対照表等に関する注記)

|                       |           |        |          |
|-----------------------|-----------|--------|----------|
| 1. 担保に供している資産         |           | 投資有価証券 | 688百万円   |
|                       | (対応債務)    | 営業未払金  | 4,832百万円 |
| 2. 保証債務               |           |        | 1,830百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |           |        |          |
| 短期金銭債権                | 10,138百万円 | 長期金銭債権 | 545百万円   |
| 短期金銭債務                | 38,493百万円 | 長期金銭債務 | 7,421百万円 |

**(損益計算書に関する注記)**

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 関係会社との取引高 | 売上高       | 41,098百万円  |
|           | 営業費用      | 215,800百万円 |
|           | 営業取引以外の取引 | 4,191百万円   |

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 当事業年度の末日における自己株式の数 | 36,445,417株 |
|--------------------|-------------|

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

## 1. 繰延税金資産

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| (流動) 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 85百万円     |
| 賞与引当金計上額            | 4,623百万円  |
| 資産除去債務              | 1,172百万円  |
| 未払事業税否認             | 939百万円    |
| その他                 | 1,478百万円  |
| 計                   | 8,299百万円  |
| (固定) 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 246百万円    |
| 退職給付引当金計上額          | 38,536百万円 |
| 減損損失                | 2,651百万円  |
| 資産除去債務              | 2,202百万円  |
| その他                 | 1,636百万円  |
| 計                   | 45,273百万円 |
| 繰延税金資産小計            | 53,573百万円 |
| 評価性引当額              | △6,685百万円 |
| 繰延税金資産合計            | 46,887百万円 |

## 2. 繰延税金負債

|                |            |
|----------------|------------|
| (流動) 繰延ヘッジ損益   | △8百万円      |
| 計              | △8百万円      |
| (固定) 固定資産圧縮積立金 | △15,203百万円 |
| 退職給付信託設定益      | △18,065百万円 |
| 資産除去債務         | △749百万円    |
| その他有価証券評価差額金   | △20,871百万円 |
| 計              | △54,891百万円 |
| 繰延税金負債合計       | △54,900百万円 |

|             |            |
|-------------|------------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 8,290百万円   |
| 固定負債－繰延税金負債 | △16,303百万円 |
| 繰延税金負債の純額   | △8,012百万円  |

**(関連当事者との取引に関する注記)**

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称     | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係       | 取引の内容                  | 取引金額<br>(注3) | 科目            | 期末残高  |
|-----|------------|-----------|-----------------|------------------------|--------------|---------------|-------|
| 子会社 | 日通キャピタル(株) | 直接100%    | 資金の貸付<br>資金の借入  | 資金の貸付<br>資金の借入<br>(注1) | 42,776       | 短期貸付金         | 7,174 |
|     |            |           |                 |                        | 81,998       | 短期借入金         | -     |
| 子会社 | 日通商事(株)    | 直接100%    | 同社の製品を当社が<br>購入 | 有形固定資産の購<br>入等(注2)     | 4,306        | リース債務<br>(短期) | 3,613 |
|     |            |           |                 |                        |              | リース債務<br>(長期) | 7,372 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 当社では、グループ内の資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、取引金額は期中平均残高を記載しております。また、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 有形固定資産の購入等については、日通商事(株)の原価ならびに市場価格を勘案して、契約により決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 341円 9銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 16円36銭  |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月23日

日本通運株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石川 純 夫 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大下内 徹 ㊞   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小野原 徳 郎 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通運株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成26年5月23日

日本通運株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

|                    |       |           |
|--------------------|-------|-----------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石川 純 夫 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大下内 徹 ㊞   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 小野原 徳 郎 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通運株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イ及び同号ロの会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月30日

### 日本通運株式会社 監査役会

|       |         |   |
|-------|---------|---|
| 常勤監査役 | 宮 崎 眞 一 | ㊞ |
| 常勤監査役 | 渡 邊 善治郎 | ㊞ |
| 常勤監査役 | 今 野 洋 美 | ㊞ |
| 監 査 役 | 藤 田 讓   | ㊞ |

(注) 常勤監査役 渡邊善治郎、常勤監査役 今野洋美、監査役 藤田 讓は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な還元を基本に、将来の事業展開に備える内部留保を勘案し、成果の配分を行うこととし、つぎのとおりとさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額5,129,269,320円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年6月30日

#### 第2号議案 取締役15名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役14名全員の任期が満了となります。つきましては、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを強化するため、新たに社外取締役2名を加え、取締役15名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、つぎのとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | かわい まさ のり 矩<br>(昭和18年9月30日生)         | 昭和41年4月 当社入社<br>平成13年6月 取締役<br>執行役員<br>平成15年6月 代表取締役副社長<br>副社長執行役員<br>平成17年5月 代表取締役社長<br>社長執行役員<br>平成23年6月 代表取締役会長<br>現在に至る                                                | 266,000株   |
| 2     | わた なべ けん じ 二 渡 邊 健 二<br>(昭和25年2月3日生) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成17年6月 取締役<br>執行役員<br>第9ブロック地域総括兼大阪支店長<br>平成19年5月 取締役<br>専務執行役員<br>首都圏ブロック地域総括兼東京支店長<br>平成21年5月 代表取締役副社長<br>副社長執行役員<br>平成23年6月 代表取締役社長<br>社長執行役員<br>現在に至る | 187,030株   |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | なかむらじろう<br>中村次郎<br>(昭和25年1月22日生)   | 昭和48年4月 当社入社<br>平成20年6月 取締役<br>常務執行役員<br>平成23年6月 代表取締役副社長<br>副社長執行役員<br>現在に至る<br><br>(担当)<br>国際事業本部長                                                                           | 131,000株   |
| 4     | おおひなたあきら<br>大日向明<br>(昭和28年10月27日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成21年5月 執行役員<br>平成21年6月 取締役<br>執行役員<br>平成23年6月 取締役<br>常務執行役員<br>平成26年5月 代表取締役副社長<br>副社長執行役員<br>現在に至る<br><br>(担当)<br>営業本部長兼営業戦略部担当                              | 85,000株    |
| 5     | さいとうみつる<br>齋藤充<br>(昭和29年9月22日生)    | 昭和53年4月 当社入社<br>平成21年5月 執行役員<br>東北ブロック地域総括兼仙台支店長<br>平成24年5月 常務執行役員<br>平成24年6月 取締役<br>常務執行役員<br>平成26年5月 代表取締役副社長<br>副社長執行役員<br>現在に至る<br><br>(担当)<br>国内事業本部長兼ネットワーク商品事業本部長兼管理本部長 | 66,000株    |
| 6     | いでのたかひろ<br>井手野高夫<br>(昭和28年6月10日生)  | 昭和53年4月 当社入社<br>平成22年6月 取締役<br>執行役員<br>中部ブロック地域総括兼名古屋支店長<br>平成24年5月 取締役<br>常務執行役員<br>現在に至る<br><br>(担当)<br>警備輸送事業部担当                                                            | 75,000株    |

| 候補者番号  | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7      | はな おか ひで お夫<br>花 岡 英 夫<br>(昭和27年8月8日生)  | 昭和52年4月 当社入社<br>平成23年6月 執行役員<br>平成24年6月 取締役<br>執行役員<br>平成26年5月 取締役<br>常務執行役員<br>現在に至る<br><br>(担当)<br>海運事業部、美術品事業部担当                                                                                                         | 37,000株    |
| ※<br>8 | いし い たか あき<br>石 井 孝 明<br>(昭和29年10月12日生) | 昭和53年4月 当社入社<br>平成17年6月 関西空港支店長<br>平成19年5月 東京航空支店国際貨物部長<br>平成21年5月 経営企画部長<br>平成22年6月 経営企画部長兼不動産開発部長<br>平成23年6月 執行役員<br>北関東・信越ブロック地域総括兼群馬支店長<br>平成25年12月 執行役員<br>平成26年5月 常務執行役員<br>現在に至る<br><br>(担当)<br>経営企画部、IT推進部、不動産開発部担当 | 36,000株    |
| 9      | に い やす あき<br>新 居 康 昭<br>(昭和31年8月20日生)   | 昭和55年4月 当社入社<br>平成23年6月 取締役<br>執行役員<br>関西ブロック地域総括兼大阪支店長<br>平成26年5月 取締役<br>常務執行役員<br>現在に至る<br><br>(担当)<br>広報部、総務・労働部、業務部、<br>NITTSUグループユニバーシティ、CSR部担当                                                                        | 39,000株    |

| 候補者番号   | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数 |
|---------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※<br>10 | たけ っ ひさ お<br>竹 津 久 雄<br>(昭和33年1月18日生) | 昭和56年4月 当社入社<br>平成16年6月 総務・労働部人事・能力開発専任部長<br>平成19年5月 金沢支店長<br>平成21年5月 業務部長<br>平成23年6月 執行役員<br>四国ブロック地域総括兼四国支店長<br>平成25年5月 執行役員<br>平成26年5月 常務執行役員<br>首都圏ブロック地域総括兼東京支店長<br>現在に至る<br><br>(担当)<br>首都圏ブロック地域総括兼東京支店長 | 39,000株    |
| 11      | い とう ゆたか<br>伊 藤 豊<br>(昭和30年5月15日生)    | 昭和53年4月 当社入社<br>平成20年5月 英国日本通運株式会社取締役社長<br>平成24年3月 執行役員<br>平成24年6月 取締役<br>執行役員<br>現在に至る<br><br>(担当)<br>航空事業部、海外企画部担当                                                                                            | 27,000株    |
| 12      | はた まさ ひこ<br>秦 正 彦<br>(昭和30年4月3日生)     | 昭和54年4月 当社入社<br>平成21年5月 財務部長<br>平成24年5月 執行役員<br>財務部長<br>平成24年6月 取締役<br>執行役員<br>現在に至る<br><br>(担当)<br>財務部担当                                                                                                       | 26,000株    |
| 13      | しづ さわ のぼる<br>澁 澤 登<br>(昭和26年9月12日生)   | 昭和50年4月 当社入社<br>平成23年6月 取締役<br>常務執行役員<br>平成25年5月 取締役<br>現在に至る<br>平成25年5月 日通商事株式会社代表取締役社長<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>日通商事株式会社代表取締役社長                                                                          | 58,000株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴<br>(地位および担当ならびに重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※14   | すぎやま まさひろ<br>杉 山 雅 洋<br>(昭和16年2月25日生) | 昭和46年4月 早稲田大学商学部助手<br>昭和49年4月 早稲田大学商学部専任講師<br>昭和51年4月 早稲田大学商学部助教授<br>昭和52年4月 (旧)西ドイツ・ボン大学法律国家学部<br>客員研究員<br>昭和56年4月 早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授<br>(平成16年 組織改正により早稲田大学商学学術院教授)<br>平成23年5月 早稲田大学名誉教授<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>一般財団法人道路新産業開発機構理事<br>一般社団法人日本自動車連盟副会長<br>一般社団法人日本自動車工業会監事 | 3,000株     |
| ※15   | なか やま しげお<br>中 山 慈 夫<br>(昭和27年4月3日生)  | 昭和53年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>成富安信法律事務所入所<br>昭和62年4月 中山慈夫法律事務所開設<br>平成17年4月 中山・男澤法律事務所に改称<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社静岡第一テレビ社外監査役<br>株式会社アベックス社外監査役                                                                                                                             | 3,000株     |

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任の候補者であります。

3. 杉山雅洋および中山慈夫の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏の選任が承認可決された場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

4. 杉山雅洋および中山慈夫の両氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

(1) 杉山雅洋氏につきましては、大学教授として長年にわたり交通・運輸関係を研究しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(2) 中山慈夫氏につきましては、弁護士として特に労働法・労働関係法に精通しており、長年培われた法律知識と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで、社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

5. 社外取締役との責任限定契約について

本議案において、杉山雅洋および中山慈夫の両氏の選任が承認可決された場合、当社は両氏の間で、定款にもとづき、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める額となります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 宮崎眞一氏は任期が満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、つぎのとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴<br>(地位および重要な兼職の状況)                                            | 所有する当社<br>株式の数 |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------|----------------|
| わだ たか し<br>和田 貴志<br>(昭和28年7月26日生) | 昭和51年10月 当社入社                                                    | 60,000株        |
|                                   | 平成18年10月 アジア・オセアニア地域海運貨物部長兼<br>香港日本通運株式会社海運貨物支店長                 |                |
|                                   | 平成20年5月 横浜国際輸送支店長                                                |                |
|                                   | 平成21年5月 常務理事<br>アジア・オセアニア地域総括付中国担当                               |                |
|                                   | 平成22年5月 執行役員<br>東アジア地域総括、香港日本通運株式会社取締役社長                         |                |
|                                   | 平成24年5月 常務執行役員<br>東アジア地域総括、香港日本通運株式会社取締役社長                       |                |
|                                   | 平成25年2月 常務執行役員<br>東アジア地域総括、香港日本通運株式会社取締役社長<br>兼日通国際物流(中国)有限公司董事長 |                |
|                                   | 平成26年5月 顧問<br>現在に至る                                              |                |

(注) 1. 和田貴志氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 和田貴志氏は新任の候補者であります。

### 第4号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役14名に対し、従来の支給額および当事業年度の業績等を勘案し、総額90,000,000円の賞与を支給いたしたいと存じます。

## 第5号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成23年6月29日開催の第105回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続することに関して、平成26年5月8日開催の取締役会において決議を行ないました。

現プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、現プランを一部修正したうえで、株主の皆様にご承認をいただくことを条件として、継続することを決定したものであります。（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）

なお、社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

つきましては、本プランの継続をお願いしたいと存じます。

### 1. 本プランの目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

また、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしております。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙1に記載の杉山雅洋、中村直人及び渡邊善治郎の3氏が就任する予定です。

なお、平成26年3月31日現在における当社大株主の株式保有状況は、別紙2のとおりです。また、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

## 2. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付等

本プランは、以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

(i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

##### (i) 買付者等の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主又は大口出資者(所有株式又は出資割合上位10名)の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。



(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。))を含みます。)

### ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。))を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト(以下「当初情報リスト」といいます。))を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る当初情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、当初情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間(以下「情報提供期間」といいます。))の上限として設定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって直ちに「取締役会評価期間」(④にて後述いたします。))を設定するものといたします。(ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。))

大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として当初情報リストの一部に含まれるものといたします。

(i) 買付者等及びそのグループ(共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。))の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。))

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>9</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。



- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において記載していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行なった後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要なであると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行なった日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い日の方をもって終了するものとします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金(円価)のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会及び独立委員会が合理的に必要と認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものいたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものいたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した第三者(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものいたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

##### (i) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告いたします。

##### (ii) 買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告いたします。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、当該買付行為が、別紙3に掲げる「当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型」のいずれかに該当し、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとしたします。

当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

### ⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手續きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を行なうものとしたします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

### ⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに関する手續きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとしたします。

## (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行なうこととしたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。たとえば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとしたします。

## (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた場合には、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものといたします。他方、当社取締役会が本プランの内容について当社株主の皆様にも実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行いません。

### 3. 本プランの合理性

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」にも準じております。

#### (2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されること

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

#### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続するものです。また、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会にて本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しております。

#### (5) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記2.（1）に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### (6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.（3）に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行なわれません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2.（1）に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。



ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。たとえば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行なっていただきます。)

ただし、当社は、対抗措置の発動に際しては、取得条項を付した新株予約権を発行し、当該条項に基づいて株主の皆様から新株予約権を取得してその対価として当社株式を交付する手続きをとることを想定しております。その場合、買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになりますので、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行ないますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以上

**独立委員会委員の略歴（五十音順）**

杉山 雅洋（すぎやま まさひろ）

早稲田大学名誉教授

昭和16年2月25日生

〔略歴〕

昭和46年4月 早稲田大学商学部助手

昭和49年4月 早稲田大学商学部専任講師

昭和51年4月 早稲田大学商学部助教授

昭和52年4月 (旧) 西ドイツ・ボン大学法律国家学部客員研究員

昭和56年4月 早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授

(平成16年 組織改正により早稲田大学商学学術院教授)

平成23年5月 早稲田大学名誉教授（現在に至る）

(注) 同氏は社外取締役候補者であります。また、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

中村 直人（なかむら なおと）

中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士

昭和35年1月25日生

〔略歴〕

昭和60年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

平成10年4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー

平成15年2月 中村直人法律事務所（現 中村・角田・松本法律事務所）開設、パートナー（現在に至る）

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

渡邊 善治郎（わたなべ ぜんじろう）

当社常勤監査役（社外監査役）

昭和27年1月13日生

〔略歴〕

昭和51年4月 日本専売公社（現 日本たばこ産業株式会社）入社

平成19年6月 同社常務執行役員たばこ事業本部副本部長

平成20年6月 当社常勤監査役（現在に至る）

(注) 同氏は、社外監査役であります。また、当社は同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

## 当社の大株主の株式保有状況

(平成26年3月31日現在)

| 株 主 名                                                | 当 社 へ の 出 資 状 況 |          |
|------------------------------------------------------|-----------------|----------|
|                                                      | 持 株 数           | 出 資 比 率  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                              | 千株<br>83,224    | %<br>8.1 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                            | 千株<br>78,286    | %<br>7.6 |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社                                  | 千株<br>56,019    | %<br>5.5 |
| 日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社                              | 千株<br>50,967    | %<br>5.0 |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口<br>再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 千株<br>41,500    | %<br>4.0 |
| 日 通 株 式 貯 蓄 会                                        | 千株<br>35,779    | %<br>3.5 |
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行                            | 千株<br>21,316    | %<br>2.1 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）                           | 千株<br>21,284    | %<br>2.1 |
| ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10                      | 千株<br>10,461    | %<br>1.0 |
| ジェーピー モルガン チェース バンク 3 8 5 0 7 8                      | 千株<br>10,297    | %<br>1.0 |

(注) 1. 当社は、自己株式36,445千株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

2. 上記の出資比率は、自己株式を控除して計算しております。



**当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型**

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行なっている又は行なおうとしている者（いわゆるグリーンメイラ一）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行なうことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行なう場合は、所要の調整を行なうものといたします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者<sup>11</sup>、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者<sup>12</sup>、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

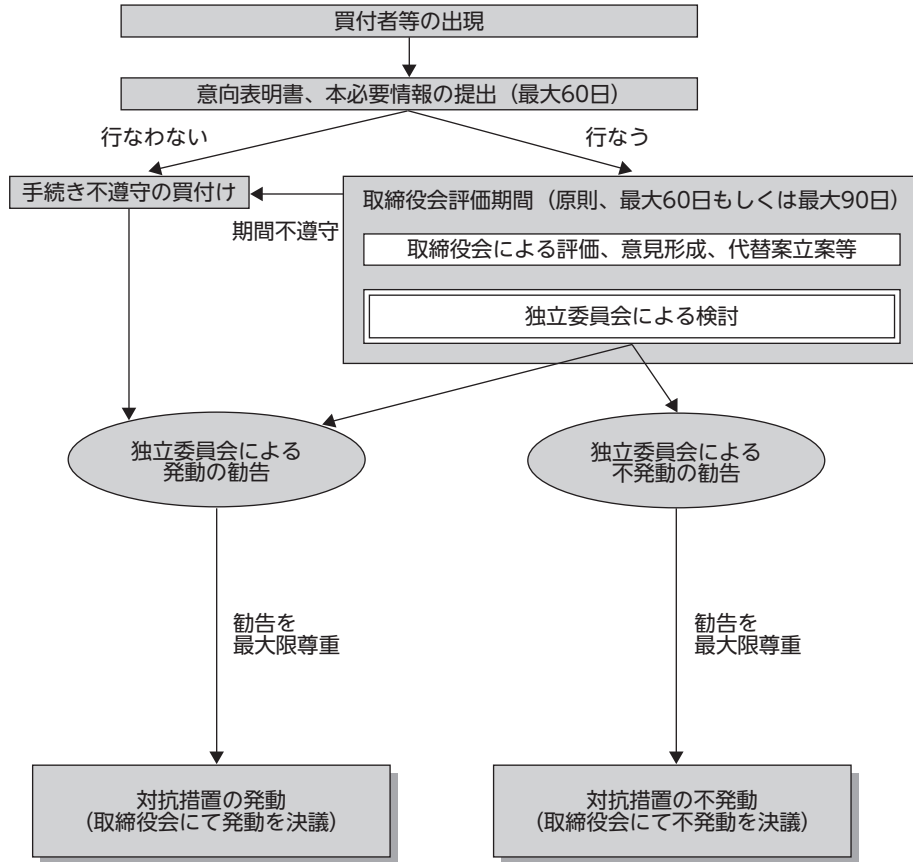
以上

<sup>11</sup> 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株式等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。)を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

### 本プランの手続きに関するフロー図



※このフロー図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以上





# 株主総会会場ご案内略図 1

(ペDESTリアンデッキ(遊歩道)からのルート)

会 場 東京都港区東新橋一丁目9番3号  
当 社 (2階大会議室)  
電 話 (03) 6251-1111 (代表)



- ・ J R新橋駅下車、徒歩約10分
  - ・ 新交通ゆりかもめ汐留駅下車、徒歩約3分
  - ◎新橋駅方面からペDESTリアンデッキ(遊歩道)にてご来場の際は、「東京汐留ビル」と「汐留住友ビル」間の地上行きエスカレーター(くだり)をご利用下さい。
- なお、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。  
(地下歩道からのルートは次頁ご案内略図2をご覧ください。)

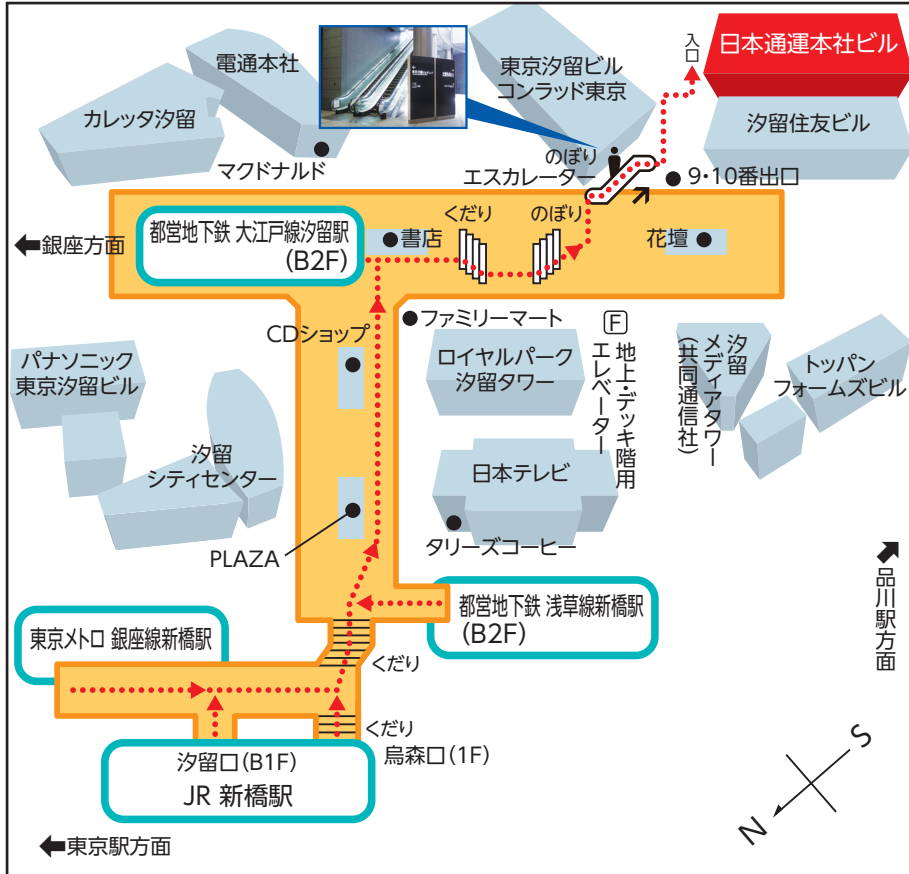
# 株主総会会場ご案内略図 2

## (地下歩道からのルート)

会 場 東京都港区東新橋一丁目9番3号

当 社 (2階大会議室)

電 話 (03) 6251-1111 (代表)



- ・ JR 新橋駅「烏森口」または「汐留口」下車、汐留シオサイト方面徒歩約10分
- ・ 東京メトロ銀座線新橋駅下車、汐留シオサイト方面徒歩約12分
- ・ 都営地下鉄浅草線新橋駅下車、汐留シオサイト方面徒歩約10分
- ・ 都営地下鉄大江戸線汐留駅下車、徒歩約3分

◎新橋駅方面から地下歩道にてご来場の際は、汐留シオサイト地下街9・10番出口手前、「東京汐留ビル」と「汐留住友ビル」間（吹抜け横）のコンラッド東京方面地上行きエスカレーター（のぼり）をご利用下さい。

なお、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

(遊歩道からのルートは前頁ご案内略図1をご覧ください。)